

「労働委員会軽視、労組排除」をやめさせてください

河合塾当局の不当労働行為全体の認定を求める署名

中央労働委員会御中

愛知県労働委員会は2016年8月30日付命令で、学校法人河合塾による不当労働行為を認定し、「厚労省の労契法リーフレット手渡し」を主たる理由に雇止めされた佐々木信吾・河合塾ユニオン書記長の復職を命じました。しかし、河合塾当局の対応は以下のよう�습니다。

- ① 上記命令につき、労組法27条の15に基づき「再審査の申立てがあった場合にも、その効力は停止されないので、これを履行しなければなりません」と中労委が指示したにもかかわらず履行しない
- ② 佐々木書記長の問題以外で不当労働行為とまではされなかつたことをもって、「いかに当塾の主張が正当なものであるかの証」と述べた文書を、塾内で配布、掲示
- ③ 九州地区・前田組合員の雇止めが「不当労働行為」と認定されなかつたところ、同様の理屈を持ち出し、労働条件について団体交渉中の別の組合員に対して更に重大な不利益変更を突如提示するなど、組合排除の動きを強める

特に①について河合塾当局は、命令に「明らかな誤りがあると考えているため、当塾が適切と判断する対応をしている」とし、また、中労委に対する文書では「(命令は)労働委員会の裁量を超えており」とまで述べて、命令不履行は「違法行為」ではないと強弁し、同じことを塾内にも掲示しています。これは労組法の解釈について、自らの判断を中労委の判断よりも上に置く、あまりにも独善的な態度で、労働委員会軽視と言わざるを得ません。さらに河合塾当局は、組合の再三の指摘に対して説明が破綻し「この対応が違法か否かを組合と論じる意味を認めない」と回答拒否するしかなくなっていますが、なお態度を改めようとしません。

これら河合塾当局の態度および、河合塾ユニオン提出の全証拠により申立全体を見渡せば、河合塾当局が、形式主義による合法性を装いながら、その実一貫して、組合排除の行動をとっている実態があることは明らかです。

河合塾当局の「労働委員会軽視・労組排除」をやめさせるため、組合排除の態度全体を不当労働行為と認定し、救済命令を出してくださることを、心からお願いします。

氏名	住所

取り扱い団体：東京公務公共一般労働組合・首都圏大学非常勤講師組合・河合塾ユニオン

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5F